

公益社団法人秦野市シルバー人材センター役員の報酬等 及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人秦野市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第28条第3項の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、センターを主たる勤務場所とする者で、原則週3日以上勤務するものをいう。
- (3) 兼務常勤役員とは、常勤役員のうち、事務局職員就業規程の適用を受ける職を兼ねるものをいう。
- (4) 報酬等とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。ただし、次号に定める費用を除くものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 センターは、役員の職務遂行の対価として報酬等を支給することができる。ただし、兼務常勤役員及び秦野市一般職の職員から就任した役員には支給しない。

2 役員の報酬は日額とする。

ただし、理事長及び副理事長の報酬は月額とする。

3 兼務常勤役員は、事務局職員の給与に関する規程を適用し、予算の範囲内で定める給与を支給することができる。

4 役員には退職手当は支給しない。ただし、兼務常勤役員については、退職手当を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 役員報酬額は、別表1「役員報酬額」に定める金額とし、理事長が理事会の承認を得て決定する。

(費用)

第5条 センターは、役員がその職務の遂行に当って負担した費用については、これの請求があった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

2 費用の額は、別表2「役員費用等」により予算の範囲内で支給するものとする。

3 兼務常勤役員及び秦野市一般職の職員から就任した役員には費用を支給しない。

(報酬等及び費用の支給日)

第6条 報酬等及び費用は、理事会出席等、必要の都度、支給するものとし、原則としてその月の1日から末日までの分を翌月の16日(その日が土曜日若しくは日曜日又は休日の場合は、その前日。以下同じ。)に支給するものとする。

(報酬等及び費用の支給方法)

第7条 報酬等及び費用は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 センターは、この規程をもって公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年5月29日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、公益社団法人秦野市シルバー人材センター第56回定時総会終結の日から施行する。

別表1 役員報酬額（第4条関係）

役職名	報酬額	
理事長	月額	50,000円
副理事長	月額	40,000円
理事	日額	3,000円
監事	日額	3,000円

別表2 役員費用等（第7条関係）

鉄道賃及び船賃	車賃	宿泊料 〔一泊につき〕	食卓料 〔一泊につき〕
運賃の等級が区分されている場合グリーン料金の運賃、運賃の等級を設けない線路で特別車両料金を徴する客車を運行している場合運賃のほか特別車両料金、運賃の等級を設けない船舶で特別船室料金を徴するものを運行している場合運賃のほか特別船室料金	実費	12,000円	1,700円

詳細については、事務局職員の旅費に関する規程に準じ、支給するものとする。